

渡良瀬遊水地の
国設鳥獣保護区指定に関する要望書

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

代表 楠 通 昭

2011年8月17日

環境大臣 江田五月 殿

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号
浅野正富法律事務所内
渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会
代表 楠 通 昭



渡良瀬遊水地の国設鳥獣保護区指定に関する要望書

1 要望の趣旨

渡良瀬遊水地をラムサール条約湿地に登録するための国設鳥獣保護区の指定については、渡良瀬遊水地全域を対象とされることを要望致します。

2 要望の理由

2010年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2010によって、わが国は、来年2012年6月にルーマニアで開催されるラムサール条約第11回締約国会議（ラムサールCOP11）までに最低6か所のラムサール条約湿地の追加登録を目標にしています。そのような中、環境省は、ラムサール条約湿地登録のための法的担保措置に河川法を加えました。具体的には、河川法に基づく河川整備計画において、湿地の改変や竹木の採取等の河川管理者による要許可行為の許可基準がラムサール条約の趣旨に沿ったものと判断できること、河川整備計画が策定されていない場合には、同計画に代わるものによって同様な判断ができ、将来河川整備計画が策定される際にその点が承継されることが確実と判断されること、国設鳥獣保護区等が合わせて指定されることによって鳥獣の保護等が担保できることが要件とされています。2010年3月に国土交通省利根川上流河川事務所によって渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画が策定されている渡良瀬遊水地については、その要件を充たすものとして、ラムサールCOP11の前に開催される来年3月の中央環境審議会での指定を目指し、現在、環境省関東地方環境事務所によって、国設鳥獣保護区指定の準備が進められています。

渡良瀬遊水地に国設鳥獣保護区の指定をする場合には、同遊水地内には一部ゴルフ場や公園施設が存在するため、それらも含めた全体を指定するのか、それら人工的な施設を指定の対象から外すべきかの問題があります。この問題に関する結論を導くためには、今回の鳥獣保護区の指定がラムサール条約湿地登

録の前提としての法的担保措置であることから、単に指定対象に人工的施設を含むべきか否かの観点からだけでなく、条約湿地としてどの範囲までが登録されるべきか、またその範囲における鳥獣保護をどのように担保するかという観点からの検討が必要になります。

渡良瀬遊水地は、遊水地である以上当然に、周囲堤に囲まれた範囲が増水時に水没することが前提とされており、ゴルフ場も公園施設も例外なく、河川区域に指定されて一体の空間として管理されています。増水時に水面下に没することを前提とされていますから、ゴルフ場も公園施設も、ラムサール条約第1条に定められた湿地の定義に該当しており、ラムサール条約湿地として登録される場合に、ゴルフ場や公園施設も含めた遊水地全体が一つの条約湿地として登録されること自体には全く問題はありません。むしろ、ラムサール条約基調文書「ラムサール条約の国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン 2009年版」の「IV 優先的に条約湿地に指定するための体系的方法の採用に関するガイドライン」では、「56. 湿地の境界の決定。条約湿地を指定する場合の境界については、湿地の生態学的特徴を維持するのに適した規模で湿地を管理できるような境界であることを認識し、管理面を重視して決定するよう、締約国に奨励する。」とありますから、ゴルフ場や公園施設をも含めた遊水地という一つのまとまりをもった湿地生態系全体を、ラムサール条約湿地に登録して、管理・保全すべきことになります。

また、ゴルフ場や公園施設等の人工的な施設がある地区とその他の自然度の高い非人工的な地区との間に垣根はありませんので、遊水地内の鳥獣は自由に両地区の間を往来し、ゴルフ場や公園施設を採餌や埒、あるいは休息の場として利用しています。したがって、自然度の高い非人工的な地区だけでなく、ゴルフ場や公園施設内においても、鳥獣が捕獲されないように鳥獣保護区に指定して規制しなければ、遊水地全体としての鳥獣保護が担保できないという問題が生じかねません。

このように、条約湿地としてどの範囲までが登録されるべきか、またその範囲における鳥獣保護をどのように担保するかという観点から検討した場合には、自然度の高い非人工的な地区だけでなく、ゴルフ場や公園施設も含む渡良瀬遊水地全体が国設鳥獣保護区に指定されるべきことは明らかです。

従前から渡良瀬遊水地の所在する4市2町の住民、行政に働きかけて、渡良瀬遊水地全体のラムサール条約湿地登録推進の取り組みを続けてきた私たちとしては、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録が実現しようとする今、4市2町のうち一つの自治体も欠けることなく、周辺住民と行政が一体となって、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録実現を祝し、条約湿地としての渡良瀬遊水地全体の保全と賢明な利用に邁進できるよう、要望の趣旨記載のとおり、渡良瀬遊水地全域に国設鳥獣保護区が指定されることを要望する次第です。

以 上